



2025 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名： 株式会社じもとホールディングス
 (コード：7161 東証スタンダード)
 代表者名： 取締役社長 坂爪 敏雄
 問合せ先： 総合企画部長 菅原 正宏
 (TEL. 022-722-0011)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等 (2025 年 3 月 31 日現在)

名 称	属 性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直 接 保有分	合 算 対象分	計	
株式会社整理回収機構	親会社を除く支配株主	63.51	—	63.51	該当なし
S B I 地銀ホールディングス株式会社	その他の関係会社	12.36	—	12.36	該当なし
S B I ホールディングス株式会社	その他の関係会社の親会社	—	12.61	12.61	株式会社東京証券取引所 プライム市場

(注) 2025 年 6 月 19 日付「主要株主及び主要株主である筆頭株主並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日開催の当社第 13 期定時株主総会決議により、株式会社整理回収機構が保有する優先株式にかかる議決権が消滅したため、同日付で同機構が「主要株主である筆頭株主」及び「親会社以外の支配株主」に該当しないこととなりました。

これに伴い、「その他の関係会社」である S B I 地銀ホールディングス株式会社の議決権所有割合が 33.88%となり、当社の「主要株主である筆頭株主」となります。

なお、S B I 地銀ホールディングス株式会社の親会社である S B I ホールディングス株式会社の間接保有による議決権所有割合は 34.55%となり、引き続き「その他の関係会社の親会社」であります。

2. 親会社等のうち、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号及びその理由

商号：S B I ホールディングス株式会社

理由：S B I ホールディングス株式会社は、当社の議決権を直接保有している S B I 地銀ホールディングス株式会社の 100%親会社であることに加え、当社は S B I ホールディングス株式会社と資本業務提携契約を締結しているため。

なお、2024年6月20日から本日に至るまで、株式会社整理回収機構が当社議決権の過半数を所有する状態となっておりましたが、当該議決権は金融機能強化法の趣旨に則して行使されるもので当社の支配を目的としたものではなかったこと、当社において優先配当金の額全部の支払を行う株主総会決議がなされた時点で当該議決権が消滅するものであったことなどから、この間も、親会社等のうち当社に与える影響が最も大きいと認められる会社は、SBIホールディングス株式会社でありました。

加えて、本日開催の当社第13期定時株主総会における優先配当金の額全部を支払う決議により、株式会社整理回収機構の議決権は消滅したことから、親会社等のうち当社に与える影響が最も大きいと認められる会社は、引き続きSBIホールディングス株式会社であります。

3. 親会社等の企業グループにおける当社の位置づけ、当社と親会社等との関係

当社は、SBIホールディングス株式会社と資本業務提携契約を締結しており、同社グループの金融商品やサービスの提供等、同社グループの有するノウハウや様々な経営資源を活用した業務運営を行っております。また、当社の取締役1名は当社の中核子会社である株式会社きらやか銀行の非業務執行取締役を兼務するとともに、SBI地銀ホールディングス株式会社の代表取締役社長及びSBIホールディングス株式会社等が設立した地方創生パートナーズ株式会社の執行役員を兼務しております。

当社の経営方針や経営戦略並びにこれらに基づく各種施策等につきましては、SBIホールディングス株式会社及びSBI地銀ホールディングス株式会社と連携し業務運営を行っておりますが、これらの経営戦略や各種施策等の企画立案から機関決定に至るまで、法令や当社規程を遵守した意思決定を行う体制をとっており、SBIホールディングス株式会社及びSBI地銀ホールディングス株式会社からの独立性を確保しております。

役員の兼務状況

役 職	氏 名	親会社等又はそのグループ 企業での役職	就任理由
取締役	長谷川 靖	株式会社きらやか銀行非業務執行取締役、及びSBI地銀ホールディングス株式会社代表取締役社長、並びに地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長	金融行政で長年培ってこられた専門的な知見を活かし、業務執行に対する監督、助言等をいただき、経営体制の強化を図るため

4. 支配株主等との取引に関する事項

2025年3月期について、開示を要する重要な取引はありません。

以 上